

川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則 (全部改正)(案)の概要について

平成30年2月

市民部 防犯・交通安全課

【制定の趣旨】

平成25年に施行された「川越市空き家等の適正管理に関する条例」を全部改正する「川越市空家等の適切な管理に関する条例」(以下、「条例」という。)の案を市議会に提出しており、条例の施行に関して必要な事項を定めるため「川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則(全部改正)(案)」を制定しようとするものです。

なお、規則は条例案が可決された場合に制定することになります。

【規則の概要】

1 管理不全空家等

適切な管理が実施されていない空家等である「管理不全空家等」について以下に該当するものと定めます。

- (1) 建築物等がそのまま放置すれば倒壊し、又は屋根、外壁等の部材が落下や飛散することによって、保安上危険となるおそれのある状態
- (2) 排水等の流出による臭気の発生等、そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 屋根、外壁等が外見上傷んだまま放置されている等、著しく景観を損なうおそれのある状態
- (4) 草木の繁茂等、周辺的生活環境に支障を及ぼすおそれのある状態

2 公表

条例の改正に伴い、所要の規定の整理を行います。

3 緊急安全措置

空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があるときに、必要最小限度の措置を講じる緊急安全措置に必要となる手続きについて定めます。

【施行予定日】

平成30年4月1日